

精神保健医療福祉の最新動向

解説／Y.T.

※情報は2011年9月1日時点の内容です

TOPIC 1

改正障害者基本法が成立へ

2 011年6月15日に障害者基本法の改正案が衆議院内閣委員会で提出され、政府案を民主、自民、公明の3党が修正して、全会一致で可決された。そして、参議院に送付され、7月29日の参議院本会議で全会一致で可決・成立した。

障害者基本法の一部を改正する法律案は、2011年4月22日に衆議院に付託され、障がい者の権利の保護に関する国際的動向などをふまえ、障がい者に対する差別の禁止の観点から、社会的障壁の除去についての配慮がされるべき社会を実現するための基本原則を定めるほか、障がい者の定義、障がい者の自立および社会参加の支援などのための基本的施策などに関する規定の見直し、中央障害者施策推進協議会の障害者政策委員会への改組などを行う必要がある、というのが法律改正の理由である。

障がい者も入る「政策委員会」を設置し、障害者基本計画の実施状況を監視し首相に勧告できる仕組みも導入された。

また、東日本大震災を受け、国と自治体に障がい者の生活実態に応じた対策を義務づけるなどの防災・防犯対策を新たに盛り込んだ。震災で、車椅子を利用している身体障がい者が逃げ遅れたり、聴覚障がい者が防災無線を聞き漏らすなどしたため、障がい者団体側が規定を盛り込むことを求めていた。修正案ではこのほかに、障がい者の定義に「発達障害」も明記した。普通学校が特別支援学校かといった障がい児の入学基準について、児童・生徒、保護者に「十分な情報提供を行い、可能な限り意向を尊重しなければならない」とした。改正法には、(1)障がい者に政治参加を促すための投票所のバリアフリー化、(2)障がい者が刑事事件で取り調べを受けたり、裁判に臨んだりする際意思疎通を図る手段の確保などが新たに盛り込まれた。

そして、「合理的配慮」も注目された。車椅子の人が公平に入社試験を受けて採用されても、職場が段差だらけでは働くことが制限される。このようなケースは間接差別とされ、会社に合理的配慮義務

を課することが世界的な潮流だが、国内では経済界などからの警戒が強い。今回の改正法では「合理的な配慮」という表現で、玉虫色の決着となった。また、条文の各所に「可能な限り」という言葉が登場することも懸念点として挙げられる。総論では障がい者への配慮をうたいながら、実際には財政の制約などを理由に不可能とされるのではないかと不信が、障がい者の間に広がっている。

この改正法は、就職や教育などあらゆる機会での差別を禁じた「国連障害者の権利条約(06年採択)」の批准に向けた国内法整備の一環である。今後、障害者自立支援法に代わる「障害者総合福祉法(仮称)」「障害者差別禁止法(同)」も論議が進んでいく。障がい者と家族が検討メンバーの過半数を占め、改正法について議論してきた政府の「障がい者制度改革推進会議」の素案とはまだ開きがあるなど、課題も指摘されている。

改正法での定義見直しと新たな規定の追加

- 障がい者の定義の見直し
- 差別の禁止(新設)
- 療育(新設)
- 消費者としての障がい者の保護(新設)
- 選挙等における配慮(新設)
- 司法手続における配慮等(新設)
- 国際協力(新設)

◆改正法の詳細については、内閣府ホームページを参照ください。

こちらです。→ <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/kaisei2.html#futai>

TOPIC 2

こころの病、2年連続で最多 精神疾患による労災申請1,181人

厚 生労働省が2011年6月14日にまとめた平成22年度の労災補償状況によると、対人関係のトラブルや過労から、うつ病などの精神疾患にかかり、平成22年度に労災申請した人は前年度より45人増の1,181人で、2年続けて過去最多だったことがわかった。労災認定された人も74人増えて308人となり、過去最多だった。同様の請求全体のなかで労災が認められた割合は29.0%で、2年連続で30%を下回った。精神障害による労災が認められるには請求から平均約9か月間かかる。

同省職業病認定対策室は「職場でのストレスが増大しており、特に人間関係の摩擦が増えている」と分析している。労災が認められた人のうち、対人関係のトラブルが原因だったのは65人で、前年度から倍増した。内訳は、嫌がらせやいじめが39人、セクシャル・ハラス

メントが8人。長時間労働などが原因で精神障害になった人は、前年度から13人減って67人だった。未遂を含む自殺者は同2人増の65人。

厚労省によると、精神疾患による労災申請の多い業種は、社会福祉・介護が85人、医療が84人、情報サービスが59人の順で、認定数も同じ傾向。厚生労働省では、過労死や、仕事のストレスによる精神障害の状況について、平成14年度から、労災請求件数や、「業務上疾病」と認定し労災保険給付を支給することとした「支給決定件数」などを公表している。

これとは別に、過労で脳や心臓の病気になり、労災が認められた人は8人減の285人だった。3年連続で減ったが、うち過労死は7人増の113人だった。脳や心臓の病気ですら認定された人のうち、トラックやタクシー運転手が計65人と全体の2割強を占めた。

金沢で患者の預金引き出す

2 011年8月5日の記者会見で、金沢市にある精神科の病院（500床：1960年に設立され、精神科としては県内最大規模）で、50代の女性職員が認知症の高齢者など37人の入院患者の口座から、今年5月までの7年間で合わせて1億8,000万円を無断で引き出していたことがわかり、病院側は女性を業務上横領の疑いで県警に刑事告訴しており、近く女性を懲戒解雇し、理事長ら関係者も処分する方針。

病院側の説明によると、女性は2004年1月～2011年5月、患者から預かっていたキャッシュカードを無断で使うなどして、37人の患者個人の預金口座から約1億6,500万円、全入院患者約450人が預けていた「小遣い預かり金口座」から約1,500万円、計約1億8,000万円を着服した。最高で2,000万円の被害を受けた患者もいた。

預金口座は、身寄りのない患者や家族が遠方にいる患者、自ら預金管理できない患者などが印鑑とともに預けていた。小遣い預かり金口座は、院内の売店や散髪などの代金をまとめて支払えるよう、患者が病院側に月数千～数万円を預けているもので、1つの口座で病院が一括管理していた。

女性は、2004年以前からほかの職員と2人で口座管理を担当して

いたが、2004年からは1人で任されていた。病院によると、被害にあった患者は認知症の高齢者が多く、口座には年金なども継続的に入金されていたが、病院側はこの約7年間、残高の確認などはしていなかったという。今年4月に就任した新事務長が5月に口座を調べ、不審な点があったことから内部調査を進めていた。

被害金額のうち約1億円は、女性が個人口座に入金した後、クレジットカード決済に使われており、残りの約8,000万円は使途がわかっていない。女性は病院の事情聴取に対して着服を認め、「子どもの買った高級ブランド品の支払いなどに充てた」と話しているという。女性は所持金数十万円を弁済したが、ほかに預金などは残っていないという。

病院側は被害金額をすでに全額肩代わりし、ほぼ弁済を終えたとしている。37人のうち7人はすでに死亡しており、相続人などと交渉中という。再発防止策として、同病院はマニュアルを見直し、通帳を預かる場合は原則として成年後見人をたてることなどをあげている。

院長は記者会見で、「患者を守る病院で不適切な管理があったことをおわびする。院長として責任を重く受け止めており、弁済は病院が責任をもって行う」と謝罪した。

4大疾病に精神疾患加え、5大疾病に……厚生労働省

厚生 生労働省は2011年7月6日、これまで「4大疾病」と位置づけて重点的に対策に取り組んできた、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病に、新たに精神疾患を加えて「5大疾病」とする方針を決めた。精神疾患の患者は年々増え、従来の4大疾病をはるかに上回っているのが現状で、重点対策が不可欠と判断した。糖尿病237万人、がん152万人などに対し、うつ病などの精神疾患の患者は増加し続けており、平成20年度に323万人となるなど、従来の4大疾病の患者数を上回っている。また、年間約3万人に上る自殺者の9割は精神疾患に罹患していた可能性があるとしており、2009年に糖尿病で死亡した1万4,000人の2倍に達して

いた。厚生労働省は同日、方針を社会保障審議会医療部会で提示し、了承された。国の基本指針をもとに都道府県が、地域医療の基本方針となる地域保健医療計画（都道府県が5年ごとに策定する）を作る。2006年の改正医療法による医療計画では、4大疾病と5事業（救急、災害、へき地、周産期、小児）が明記されている。診療の中核を担う病院の整備や数値目標、患者数を減らすための予防策など、具体的な対策を立てる。平成25年度に見直される医療計画の基本指針に反映させる見通しである。日本精神科病院協会は「諸外国では、精神疾患をがんなどとともに3大疾患に挙げている。『疾病』に精神疾患が入っていないのはおかしい」と要望していた。